

小牧市立中学校制服検討委員会設置要綱

〔 令和 4 年 7 月 1 1 日 〕
〔 4 小教学第 7 4 3 号 〕

（設置）

第 1 条 気候変動や社会の価値観の変化に対応し、機能性を重視した小牧市立中学校の制服（以下「制服」という。）を検討するため、小牧市立中学校制服検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 制服のあり方に係る意見聴取に関すること。
- (2) その他制服のあり方に関し必要なこと。

（組織等）

第 3 条 委員会は、委員 1 2 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、小牧市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 小牧市立小学校及び小牧市立中学校（以下「小中学校」という。）の児童生徒の保護者
- (2) 地域住民の代表
- (3) 有識者
- (4) 小中学校の校長
- (5) 小中学校の教頭
- (6) 小中学校の教員（前 2 号に規定する者を除く。）
- (7) その他小牧市教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務

を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、会議において必要があると認める場合は、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明又は意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 1 日から施行する。